

水俣市就業・創業者転入支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への転入の促進を図るため、本市において就業等するものを対象として、予算の範囲内において水俣市就業・創業者転入支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 本市の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (2) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、社会保険及び雇用保険に加入している雇用形態をいう。
- (3) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項に規定する創業をいう。
- (4) 市内事業者 市内に事業所を有し、事業を営む法人をいう。
- (5) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時その他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。
- (6) 特定創業支援等事業 法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、別表第1に定める要件を満たす者のうち、別表第2又は別表第3の要件を満たす者とする。

(奨励金の額)

第4条 前条に定める交付対象者ごとの奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 別表第2の要件を満たす者 単身者5万円、2人以上の世帯10万円
- (2) 別表第3の要件を満たす者 20万円

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水俣市就業・創業者転入支援奨励金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる書類を添えて、当該年度末日までに市長に申請しなければならない。

区分	提出書類
1 全ての申請者	(1) 住民票の写し（申請者を含む世帯員の在住が確認できる書類） (2) 市税に滞納がないことを証する書類
2 別表第2に掲げる要件に該当する申請者	就業先企業等の就業証明書（別記第2号様式）
3 別表第3に掲げる要件に該当する申請者	創業計画書（別記第3号様式）

(奨励金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、水俣市就業・創業者転入支援奨励金交付決定及び確定(却下)通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定及び確定をしたときは、当該申請者に対し、速やかに奨励金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、奨励金交付が適切かどうかを確認するため、必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、報告を求めること、関係者への聞き取り又は立入調査を行うことができる。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請または不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の申請日から5年未満で本市から転出をしたとき。
- (3) 奨励金の申請日から1年以内に奨励金の要件を満たす職を辞したとき。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定者に対し、奨励金額の全額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

1 移住元に関する要件	本市に転入した日の前日から起算して過去1年間、本市の住民基本台帳に登録されていない者であること。
2 移住先に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 令和6年3月1日以降に本市に転入した者であること。 (2) 奨励金の交付の申請をした日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。 (3) 奨励金の交付の申請時において、転入後1年以内であること。
3 その他の要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 申請日において、居住する地域の自治会に加入している世帯に属している者であること。 (2) 交付対象者が、水俣市の職員（会計年度任用職員及び特別職を含む）、その他地方公務員又は国家公務員でないこと。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 交付対象者及び交付対象者が属する世帯の世帯員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。 (5) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。 (6) 申請者及び奨励金の交付の申請時に当該申請者と同一の世帯に属する者が、過去にこの要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。 (7) その他市長が奨励金の対象者として不相当と認める者でないこと。
4 世帯に関する要件（別表第2に掲げる要件に該当する申請のうち、2人以上の世帯の申請の場合に限る。）	次のいずれにも該当すること。 (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が奨励金の交付の申請時において、同一世帯に属していること。 (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和6年3月1日以降に転入したこと。 (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、奨励金の交付の申請時において転入後1年以内であること。 (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、上記3(3)から(4)及び(6)から(7)までに定める要件に該当すること。

別表第2（第3条、第5条関係）

就職に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 勤務地が水俣市内に所在すること。 (2) 奨励金の申請時において、市内事業者に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて正規雇用された者であること。 (3) 就業先において、奨励金の交付を申請した日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
----------	--

別表第3（第3条、第5条関係）

創業に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 申請日において、特定創業支援等事業の支援を受けることを誓約すること。 (2) 奨励金の交付の申請を行う年度の翌年度末までに創業し、水俣市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始すること。 (3) 創業後に会社を設立する場合、市内を本店所在地とした法人登記を行うこと。
----------	---

水俣市長 様

氏 名 _____ 印 _____
連絡先 _____

水俣市就業・創業者転入支援奨励金交付申請書兼請求書

このことについて、奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

現住所	〒 _____
転出元の住所	〒 _____
水俣市への転入日 (就職の場合は就業日)	年 月 日 (就業の場合の就業開始日： 年 月 日)
補助金の種類	・ 就業 ・ 創業
世帯区分	・ 単身 ・ 世帯
同時に移住した世帯員の数 (申請者を含む)	人
補助金交付申請額	金 円

《備考》

- ・ 別表第2の要件（就業）を満たす者：単身者5万円、2人以上の世帯10万円
- ・ 別表第3の要件（創業）を満たす者：20万円

2 誓約・同意等事項

(1) 5年以上継続して、水俣市に居住し、かつ就業・創業する意思について	1 意思がある	2 意思がない
(2) 支給要件の該当性等を審査するため転入日、居住実態及び世帯状況等を公簿により確認することについて	1 同意する	2 同意しない
(3) 居住する地域の自治会への加入について	1 加入している 加入自治会 (区)	2 加入していない
(4) (創業の場合のみ記載) 申請後、速やかに特定創業支援等事業の支援を受けることについて	1 誓約する	2 誓約しない
(5) その他、奨励金交付の全ての要件を満たしていることについて	1 誓約する	2 誓約しない
(6) 交付の要件を満たしているかを確認するため、報告を求めること、関係者への聞き取り又は立ち入り調査等を行うことについて	1 同意する	2 同意しない

注) 該当する番号に丸 ((3) には加入している自治会) を記入すること

3 奨励金の振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ (カタカナで記入)		
口座名義		

《添付書類》

- (1) 水俣市の住民票の写し (申請者を含む世帯員の在住が確認できる書類)
- (2) 市税に滞納がないことを証する書類
- (3) (就業の場合のみ) 就業先企業等の就業証明書 (別記第2号様式)
- (4) (創業の場合のみ) 創業計画書 (別記第3号様式)

水俣市長 様

所在地 _____
事業者名 _____
代表者職氏名 _____ 印
連絡先 _____

就業証明書

次のとおり証明します。

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先住所	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用区分	正規雇用
雇用形態	週20時間以上の無期雇用

注)「雇用区分」「雇用形態」は変更しないこと。

水俣市長 様

氏 名 _____
 連絡先 _____

創業計画書

1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業・会社事業	商号・会社名 (予定)	
開業(予定)住所			
業 種		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
開業動機・目的			

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けてください〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（ ）
- キ その他（具体的に記入してください。）
（ ）

3 その他（計画に関する補足説明がありましたら御記入ください）

様

水俣市長

水俣市就業・創業者転入支援奨励金交付決定及び確定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励金の交付については、下記のとおり決定及び確定（却下）したので通知します。

記

- 1 通知内容 交付決定及び交付確定 ・ 却下
- 2 交付決定及び交付確定額 金 円
- 3 却下の場合の理由